

令和8年度

札幌市立富丘小学校
いじめ防止基本方針

札幌市立富丘小学校

令和8年4月

札幌市立富丘小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿】

- 深く考える子ども～創造性に富む子を育てる
- 心ゆたかな子ども～心情豊かな子どもを育てる
- 心もからだも強い子ども～たくましい生活力をもつ子を育てる

【家庭・地域との連携】

- ・情報発信の強化
- ・学習参観・懇談会の機会充実
- ・地域教育力の活用
- ・学校評価の充実
- ・安全安心システムの活用
- ・富丘小PTA、学校関係者評価委員、青少年健全育成委員会、手稲区家庭児童相談員

【学校いじめ対策委員会】

校長・教頭・主幹教諭・担任外・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（・特別支援教育巡回相談員）

【ケース会議】

学校いじめ対策委員と外部関係者 等

【関係機関との連携】

いじめの兆候が感じられた時は、関係機関に積極的に情報提供を行い、連携を図る。

- ・教育委員会
- ・児童相談所
- ・手稲区家庭児童相談員
- ・スクールカウンセラー
- ・児童民生委員
- ・手稲警察署 など

【いじめの未然防止】

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくりを行う。
 - ・児童理解 ・公開授業の実施 等
- (2) 全教育活動を通じて自己有用感やレジリエンスを高める機会を増やしていく。
 - ・道徳教育の推進 ・挨拶含む児童会活動 ・さっぽろっ子自治的な活動
 - ・ピアサポート的な活動 等
- (3) 家庭、地域と連携した取組を推進する。
 - ・ケース会議 ・青少年健全育成委員会 ・中学校区健全育成会 等
- (4) いじめについての研修や児童・保護者への啓発

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ・休み時間の様子 ・授業の様子 等
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート、心とからだと学びのアンケートの実施や教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整え、事態把握に努める。
- (3) 児童や保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制をつくる。

【いじめへの対処】

- (1) 被害児童を守るとともに、いじめの再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (2) 被害児童の心身の状態を丁寧に見取る（聴き取る）とともに、必要に応じて関係機関と連携しながら心のケア等を進めていく。
- (3) 職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、教育委員会、関係機関、専門機関との連携を図りながら対応する。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送ることができるように、全教職員が、どのような社会でも「弱いものをいじめることは絶対に許されない」「いじめる側が悪い」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」「いじめられている子どもの立場に立ち、親身になって関わる」という共通の認識をもち、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめ防止等の対策組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：「富丘小学校いじめ対策委員会」

○構 成 員：校長、教頭、主幹教諭、担任外、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（・特別支援教育巡回相談員）

○委員会の組織、取組内容等

○委員会の責任者は校長とする。定例の会議を月1回開催し、状況に応じて適宜追加で開催することとする。

※校長不在時には教頭が委員を招集し、委員会を開催することとする。（→校長に報告し決裁を得る。）

○速やかな対応が必要となる場合もあることから、構成員全員が揃わない場合でも、委員会は開催することとし、欠席者には、記録を基に情報を共有するとともに個別に意見を求めたり、定例の会議で再度確認したりする。

○いじめの認知と解消の状況、件数等についてチェック、判断し、対応を検討、協議する。

○いじめに係るアンケート実施後にアンケート結果や面談等の内容について検討する。

○いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。

○会議録、個別案件の記録については、それぞれ別にまとめ、管理する。

○進学、進級時の引継ぎ内容について検討、協議する。

○対処マニュアルやフローチャートについて作成する。

○重大事態発生の際は、校内緊急対応チームとして機能する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを目指す。

○授業改善：一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを目指す。

○居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング 等

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感やレジリエンスを高められる機会を充実させる。

- 絆づくり：自主的な運営、異学年交流
- 児童会活動：行事のスローガン作成、児童集会、キラビトの取組
- 人権教育の充実：自分の大切さとともに、他人の大切さを認めることの徹底を図る。
- 道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、全ての教育活動の中で実践する。
- 福祉体験、キャリアパスポートを活用した目標づくり
- 幼、小、中学校や高校、大学との交流
- (3) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
 - ケース会議
 - 学校関係者評価委員との情報交換会
 - 青少年健全育成委員会
 - 中学校区健全育成会
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員集会で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
 - 校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修、SCを講師とした研修
 - 教職員向けチェックリスト等により、いじめ防止に対する取組の充実を図る。
 - 全校朝会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
 - 保護者会、懇談会における啓発

4 いじめの早期発見の取組

日ごろからの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃がさないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - 職員看護による、休み時間等の児童の様子把握
 - 面談、個人懇談等による把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - アンケートの実施 悩みやいじめに関するアンケート（市教委）
心とからだと学びのアンケート（本校）
 - 個人懇談（年3回）
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - 教育センター
 - スクールカウンセラー
 - スクールソーシャルワーカー
 - 特別支援教育巡回相談員
 - 手稲区家庭児童相談員
 - 等

5 いじめへの対処

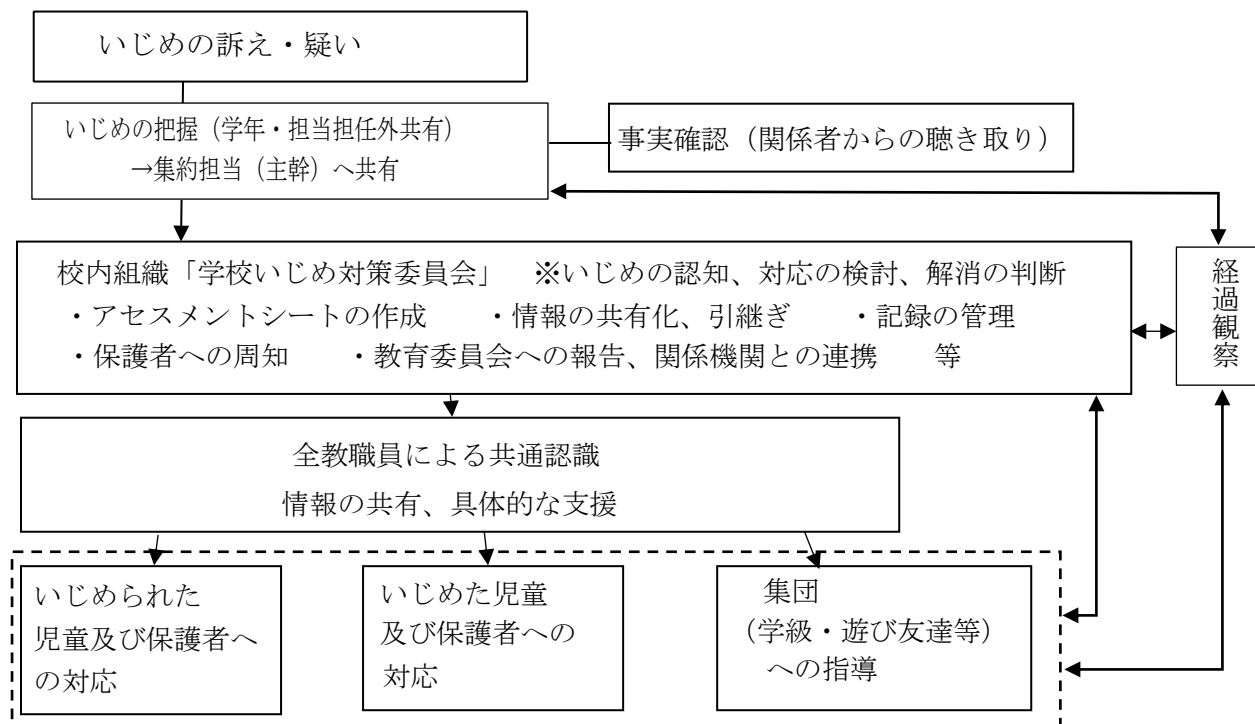
発見・情報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守るとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- (2) 被害児童の心身の状態を丁寧に見取る（聴き取る）とともに、必要に応じて関係機関と連携しながら心のケア等を進めていく。
- (3) 教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、教育委員会、関係機関・専門機関との連携を図りながら対応する。

- スクールカウンセラー
- 特別支援教育巡回相談員
- スクールソーシャルワーカー
- 手稲区家庭児童相談員
- 児童相談所
- 警察署相談窓口

(4) 対応手順



- 学年、担当担任外と直ちに情報共有し、学校いじめ対策委員会に情報提供する。
- 速やかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体へそれぞれ支援、指導助言を適切に行う。
- インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、関係団体へ協力や援助を求め削除等の措置をとる。
- いじめの認知、解消については、学校いじめ対策委員会で判断する。
- いじめ解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止のために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、事実関係を明確にするために在籍児童や職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を実施する。
- (2) 該当児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する

